

〔資料〕

ポーランドの新刑法典(二)

中山原明

各則

第一九章 ポーランド人民共和国の政治的、
経済的基本利益に対する罪

第一二二条 ポーランド人民共和国の独立性を否定し、領土を分離し、憲法を暴力的に破壊し、または防衛力を弱体化させる目的をもって、他人と共同してこれらの意図を達成させる目的をもつて、外国国家または外国の組織の活動に

関与し、または他国のスペイ团体のために活動してポーランド人民共和国の安全と防衛能力を危険ならしめたポーランド市民は、売国行為を行なった者として、一〇年以上の

自由剝奪または死刑に処する。

第一二三条 ポーランド人民共和国の独立性を否定し、領土を分離し、憲法を暴力的に破壊し、または防衛力を弱体化させる意図をもつて、他人と共同してこれらの意図を達成する目的をもつた活動を企てた者は、五年以上の自由剝奪または死刑に処する。

第一二四条 ① 他国の情報部に属し、またはその情報部に情報を与えた者は、五年以上の自由剝奪または死刑に処す

る。行為者がこれらの活動を組織し、または指導したときは、自由剝奪刑は八年以上とすることができます。

(2) 情報を他国の情報部に引き渡す目的をもって、情報を収集し、または保管した者、または外国情報部のために活動

を引き受けた者は、五年以上の自由剝奪または二五年の自由剝奪に処する。

(3) 第二項に規定した犯罪行為を行なった者が、それ以上の活動を中止し、行なつた行為について重要なすべての事實を、権限ある行刑機関に告知したときは、処罰しない。

第一二五条 第一二二条、第一二三条および第一二四条に規定した犯罪行為を行なつた者が、自由意思によりそれ以上の活動の継続を思い止まり、権限ある刑事訴追機関に対して、行なつた行為の重要な事實を明らかにしたときは、裁判所は、これらの規定に示された刑に代えて、一年以上一〇年以下の自由剝奪刑を言渡さなければならない。

第一二六条 (1) ポーランド人民共和国に向けられた敵対的目的のために、公務員または政治活動家の生命を狙うことを企てた者は、一〇年以上の自由剝奪または死刑に処する。

(2) 同じ目的のために、第一項に規定した人の健康を害することを企て、またその自由を奪つた者は、三年以上の自由剝奪に処する。

第一二七条 人民の権力を弱体化させ、不安または一般的不満感を誘発し、または国民経済機能をいちじるしく擾乱させる目的をもつて、

一、ポーランド人民共和国にとって重要な意義をもつ設備または建造物もしくはその他の財産を破壊し、損壊しました者は、

二、ポーランド人民共和国にとって重要な意義をもつ設備、建造物または施設の、秩序ある機能を妨害しました者は、

五年以上の自由剝奪または死刑に処する。

第一二八条 (1) 第一二二条、第一二三条、第一二四条第一項ないし第二項、第一二六条第一項または第一二七条に規定した犯罪実行の予備を行なつた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

(2) 自由な意思によって予備を中止し、権限ある刑事訴追機

関に対し、行なつた行為の重要なすべての事実を告知した者は、処罰しない。

③ 第一二二条、第一二三条、第一二四条第一項第二項、第一二六条第一項または第一二七条に規定した犯罪が未遂に終った場合には、行為者が刑事訴追機関に対して、行なつた行為の重要なすべての事実を告知したときのみ、第一条の規定が適用される。

第一二九条 第一二三条ないし第一二八条の規定は、行為が同盟国の不利益のために行なわれた場合にも、準用される。

第一三〇条 ① 外国政府、外国の団体または外国の企業と交流するボーランドの国家または社会施設の全権使節としての地位にある者が、ボーランド人民共和国の政治的または経済的利益を侵害したときは、三年以上の自由剝奪または二五年の自由剝奪に処する。

② 特別な責任をともなう職務を遂行する者が、外国に滯在中に、第一項に規定した利益を危険ならしめたときは、三年以上の自由剝奪に処する。

第一三一条 ① 偽りの情報を伝達し、または模造ないし偽造の文書その他ボーランド人民共和国の安全にとって重要な意義を有する物を引渡すことによって、ボーランド国家機関を誤まらせた者は、五年以上の自由剝奪または二五年の自由剝奪に処する。

② ボーランド国家機関に対して職務を遂行する任務をおおう者が、外国の政府に対して行動した事実で、かつ、ボーランド人民共和国の安全にとって重要な意義を有する事実を秘匿することにより、ボーランドの国家機関を誤まらせた者も、同様に処罰される。

第一三二条 ボーランド人民共和国の政治的利益を不利ならしめる目的をもって、外国団体のために活動する者と関係を結んだボーランド国民は、六年以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一三三条 同盟国に対する、ボーランド人民共和国の同盟上の信義に反する行為を、公然と呼びかけ、またはその行為を公然とは認めた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一三四条 ① 社会主義経済体の活動を利用し、他人と共に
同してこれらの経済体の不利益において、取得者または供

給者からいちじるしい財産的価値を獲得し、それによつて
国家経済機能をいちじるしく攪乱した者は、八年以上の自

由剝奪または二五年の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した可罰的活動を組織または指導した者
に対しても、裁判所は、死刑を科すことができる。

第一三五条 ① 他人と共同して、必要な認可を受けずに、
またはその条件に反して、外国為替価値を多量に獲得し、
譲渡しまたは外国に輸出し、それによつてポーランド人民

共和国の経済的利益に大きな損害を与えた者は、八年以上
の自由剝奪または二五年の自由剝奪に処する。

② 他人と共同して、関税納付義務をまぬがれ、また国家機
関を誤まらせ、または眞の事実関係を隠蔽して、多量に、
商業取引のために定められた物品を外国からポーランド関
税領域に輸入し、またポーランド関税領域から外国に輸出
し、それによつてポーランド人民共和国の経済的利益に大
きな損害の危険をもたらした者も、同様に処罰される。

③ 第一項または第二項に規定した犯罪に對して有罪判決を

下す場合に、裁判所は、行為者の所有に帰した犯罪行為の
目的物の没収を命じなければならない。それらが行為者の
所有物とならない場合には、裁判上、その没収を命じること
ができる。

第二〇章 公の安全、および陸路、水路、空路 交通の安全に対する罪

第一三六条 ① 次の形態において、人の生命、人の健康ま
たは財産を広い範囲において危険ならしめる結果をひき起
した者は、三年以上の自由剝奪に処する。

一、陸路・水路または空路の、交通大惨事。

二、建物の倒壊、大地・岩石または雪の氾濫または落下。

三、爆発物または容易に点火しやすい物質の爆発、その他、

暴力的なエネルギーの解放、有毒のまたは窒息させる、ま
たは腐食した物質の散布、または放射性のあるものの放射。

② 行為が過失によるときは、一年以上八年以下の自由剝奪
に処する。

第一三七条 ① 第一三六条第一項に規定した事件の、さし
迫った危険を生ぜしめた者は、六月以上八年以下の自由剝

奪に処する。

② 行為が過失によるときは、三年以下の自由剝奪に処する。

第一三八条 ① 人の生命、人の健康または財産を広い範囲において危険ならしめる火災をひきおこした者は、三年以上上の自由剝奪に処する。

② 行為が過失によるときは、一年以上八年以下の自由剝奪に処する。

第一三九条 ① 防火規定をいちじるしく侵害することによつて、第一三八条第一項に規定した火災のさし迫った危険を生ぜしめた者は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

② 行為が過失によるときは、三年以下の自由剝奪に処する。

第一四〇条 ① 次のような形態によつて、人の生命、人の健康、または重大な価値の財産に対して、一般的な危険を生ぜしめた者は、二年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 疫病の恐怖を生ぜしめ、または伝染病を拡大し、または動植物の伝染病をひき起すこと。

二、水、空気または大地の汚濁を生ぜしめること。

三、健康に有害な消費物またはその他の一般必需品または義務的品質条件に合わない薬品を、製造または市場に出すこと。

四、公益設備、とくに水、光、熱、ガスまたはエネルギーの供給設備、または鉱山もしくは工場の保安設備を損壊し、またはその運転を停止すること。

五、その他の方針により、とくに危険な状況のもとで行動すること。

② 行為が過失によるときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一四一条 第一三六条ないし第一四〇条の場合において、行為者が自らの行行為によって、さし迫った危険の全部または一部を回避したときは、裁判所は、特別な刑の減輕を適用することができ、または刑の量定をしないことができる。

第一四二条 第一三六条第一項、第一三七条第一項、第一三八条第一項、第一三九条第一項または第一四〇条第一項に規定した犯罪行為の予備を行なつた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一四三条 必要な認可を受けないで、人の生命、人の健康または財産に、広範な一般的危険を生ぜしめるに足る爆発物または爆破装置その他の物を、製造し、収集した者は保管した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一四四条 人の生命、人の健康または財産に対する広範な一般的危険を防止する目的をもつてする出動を妨げた者、

または特別の義務に違反して、その出動に応じなかつた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一四五条 ① 陸路、水路、空路交通の安全をはかる規定を軽率に侵害して、過失により他人の身体傷害、健康侵害、または重大な財産損害をひき起した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 交通安全規定を侵害した結果、他人を死亡させ、重い身体傷害を与え、または重い健康侵害を生ぜしめたときは、行為者を六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

③ 酗釈の状態で機動力のある乗物を運転し、それによつて第一項または第二項に規定した犯罪行為を行なつたときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一四六条 特別の義務に違反して、交通安全規定に違反する機動性の乗物の運行を許した者、または、白面でない者もしくは必要な免許を持たない者が機動力のある乗物を運転するのを許した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一四七条 ① 酗釈状態で、乗物の交通安全の保証に直接関係のある行為を行なつた者は、二年以下の自由剝奪、自由制限または罰金に処する。

② 酗釈の状態で第一項に規定した職業的行為以外の行為を行ない、その状態で、その行為を行なうことが、人の生命、人の健康、または財産を直接に、かつ広範囲に危険ならしめるに十分であるときも、同様に処罰する。

第二一章 生命および健康に対する罪

第一四八条 ① 人を殺した者は、八年以上の自由剝奪または死刑に処する。

② 正当な事情によつて生じた憤激の影響のもとにおいて人を殺した者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一四九条 分娩中、その分娩経過の影響のもとにその子供を殺した母親は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一五〇条 被害者の嘱託により、または被害者に対する同情から人を殺した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一五一条 説得により、または援助することによつて人を自殺せしめた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一五二条 過失により、人の死をひき起したものは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一五三条 妊婦に対して、暴力的に流産させ、またはその他の方法で同意なくして妊娠中絶をひき起し、または暴力

の使用、違法な強要により、もしくは奸策を弄して、妊娠中絶をなさしめた者は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

第一五四条 ① 妊婦の同意を得て、しかしながら法律の規

定に違反して、妊娠中絶を行なつた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 法律に違反する妊娠中絶を行なうにあたり、妊娠を帮助した者も、同様に処罰する。

第一五五条 ① 一、人の視力、聴力、発声力、生殖能力を奪い、

二、または人に対して、その他の重い不具、重くて回復しがたいまたは永続する病気、通常生命に危険のある病気、永続する精神病、完全なまたはいちじるしい程度の職業労働不能、または永続する身体の毀傷もしくは変形を与えた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、重い身体傷害または健康の障害をひき起したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

第一五六条 ① 第一五五条に規定した人の身体傷害または健康障害以外の侵害を生ぜしめた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した行為の結果、七日をこえない身体器官の機能障害が生じたときは、三年以下の自由剝奪に処する。

③ 行為者が過失によつて身体傷害または健康障害をひき起したときは、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

④ 身体器官の機能障害が最高七日間であったときは、第二項および第三項に規定した行為の訴追は、私訴の方法によつて行なわれる。

第一五七条 ① 第一五三条、第一五四条第一項および第一五六条第一項に規定した行為により、人の死がひき起された場合には、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 第一五五条第一項に規定した行為によつて、人の死がひき起されたときは、二年以上の自由剝奪に処する。

第一五八条 ① 格闘またはけんかに参加して、人を、さし

迫った生命の危険または重い身体傷害もしくは健康障害の危険におとしいれた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 格闘またはけんかにより、重い身体傷害または健康障害をひき起した者は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

③ 格闘またはけんかにより、人の死をひき起した者は、一年以上の自由剝奪に処する。

第一五九条 格闘またはけんかに参加し、その際、銃砲、短刀、その他の危険な道具を使用した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一六〇条 ① 人を、死または重い身体傷害もしくは健康障害のさし迫った危険におとしいれた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 人の世話をする義務のある行為者が、その人を危険におとしいれたときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ 行為者が第一項または第二項に規定した行為を、過失によつて行なつたときは、一年以下の自由剝奪、自由制限、またに罰金に処する。

第一六一条 権限なくして、他人に麻酔剤を交付し、または人にその使用を説きすすめた者は、五年以下の自由剝奪に処する。

第一六二条 ① 性病の罹患者が、他人を、性病感染の危険におとしいれたときは、三年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が被害者と共同生活関係にあるときは、その訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第一六三条 ① 「自己」が世話をする義務を負う他人が、さしつけた生命の危険、重い身体傷害ないしは健康障害の危険におびやかされている状態にあるのに、それを放置した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 行為が過失によるときは、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一六四条 ① 自己または第三者に生命の危険または健康に対する重大な危険をもたらすことなくして救助し得たにまかかわらず、さしつけた生命の危険、重い身体傷害もしくは健康障害の危険におちいつている人を救助しなかつた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第一六六条 本人またはその近親者に對して、犯罪の実行によって損害を加えるをことをもつて人を脅迫した者は、その脅迫が実現されるであろうとの相当のおそれを相手方に生ぜしめた場合において、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一六七条 ① 強要によつて、または違法な威嚇によつて、他人に一定の行為を強制した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

かつた者は、処罰されない。

第一六八条 ① 暴力を使用し、違法な脅迫または奸策によ

第二二章 自由に対する罪

つて卑猥な行為を忍受させ、またはそれを行なわせた者は、
一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が特に残酷に行動し、または他人と共同して強姦

を行なつたときは、三年以上の自由剝奪に処する。

③ 訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第一六九条 猥褻行為の意味を理解し、この理解にしたがつて自らの態度を決定する能力が、まったくもしくはいちじるしく欠けている者に対して、猥褻行為を行なつた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一七〇条 ① 従属関係を濫用し、または批判的立場を利用して、不道徳な行為を忍受させ、またはそれを行なわせた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。
② 訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第一七一条 ① 他人の邸宅、住居、事務所、宿泊所、または、利用されもしくは滞在地として使われている囲いのある土地の一画に、侵入した者、または権利者の要求があるにもかかわらずその場所から退去しない者は、二年以下の

自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 訴追は、私訴の方法によって行なわれる。

第一七二条 ① 受信者が内容を知る前に、権限なくして、自己に宛てられたものでない信書を開封し、または他人の交換信書を隠匿した者は破棄した者、または情報の伝達に用いられる送信路に介入し、または、自己に宛てられたものではない情報を、受信機設置の方法により録音再生して奸策的に入手した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 以上の方法により入手した情報をさらに他に伝達した者も、同様に处罚される。
③ 行為が、国家または社会施設に宛てられた交換信書または情報に関するものでない場合には、訴追は私訴の方法によつて行なわれる。

第二三章 風俗に対する罪

第一七三条 ① 猥褻の性質を有する文書、印刷物、写真、その他の物を頒布した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 頒布する目的で、これらの文書、印刷物、写真またはその他の物を、製作し、保管し、運搬し、送付し、または輸送した者も、同様に処罰する。

第一七四条 ① 他人に対して売淫をさせた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 他人の売淫によって財産的利益を得た者、または財産的利益を獲得する目的をもつて、他人の売淫に助力した者も、同様に処罰する。

第一七五条 直系血族、兄弟姉妹、もしくは養親子関係にある者と性交を行なった者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一七六条 一五才以下の者に対して、情欲的行為を行なった者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

- ④ 訴追は、私訴の方法によつて行なわれる。
- 第一七七条 一五才以下の者の面前で、または公然と、卑猥な行為を行なつた者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

- 第一七九条 ① 公然でなく行なわれた中傷が眞実であるとき、または行為者が、理由のある事実にもとづきその中傷

第二四章 名誉および身体の完全性に対する罪

第一七八条 ① 他人、人の集団または団体に対して、世論の低下をまねぎ、または与えられた地位、職業もしくは行動様式に必要な信頼性を危険ならしめるような行状または資格について、これを中傷した者は、二年以下の自由剝奪、自制限、または罰金に処する。

② 他人、人の集団または団体の行状または資格に關して、世論を低下させる目的で、虚偽の非難を申し述べ、またはそれをひろめた者、またはその地位、職業もしくはその活動様式に必要な信頼性を喪失する危険にさらした者は、三年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項ないし第二項に規定した犯罪行為に対して、有罪判決を下す場合において裁判所は、被害者またはボーランド赤十字のために、五〇〇ないし五〇〇〇ズロティの賠償金を言渡すことができる。

④ 訴追は、私訴の方法によつて行なわれる。

が真実であると確信して、行為を行なつたときは、第一七八条第一項による犯罪は成立しない。

② 次の場合には、第一七八条第一項による犯罪は、成立しない。

一、公然と表明された中傷が真実であり、行為者が社会の正当な利益をはかるために、もしくは理由のある事実にもとづきその利益をはかるために行動するという確信をもつて、行為を行なつたとき。

二、行為者が公然と中傷を表明するにあたつて、理由のある事実にもとづき、中傷が真実であり、かつ社会の正当な利益を守るという確信のもとに、行為を行なつたとき。

③ 第一項ないし第二項に規定した理由により、犯罪が成立しない場合においても、中傷の表明もしくは伝播の形態によつては、侮辱についての行為者の責任は、阻却されない。

第一八〇条 裁判所は、被害者の申し出によつて、被告人または被害者の労働事業所、雑誌、その他適当な方法において、有罪判決、または第一七九条第二項にもとづいて下された判決の関係部分の公示を、命じることができる。

第一八一条 ① 人をその面前で侮辱し、または面前ではなくとも公然と、ないしは行なつた侮辱を被害者に到達させる目的をもつて、侮辱した者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 被害者が挑発的な態度を示したために侮辱が行なわれたとき、または侮辱された者が、それに対して身体の完全性を侵害することにより、または侮辱を仕返えすことによって反撲したときは、裁判所は、刑の量定をしないことができる。

③ 訴追は、私訴の方法によつて行なわれる。

第一八二条 ① 身体に痕跡を残すことなく、ないしは僅かな痕跡を残す程度で人を殴打し、またはその他の方法で身体の完全性を侵害した者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

② 行為が、被害者の挑発的な態度の結果として行なわれたとき、または被害者がこれに対し、同様の行為でもつて反撲したときは、裁判所は、刑の量定をしないことができる。

③ 訴追は、私訴の方法によつて行なわれる。

第二五章 家族、後見および未成年者に対する罪

第一八三条 ① 既に婚姻関係にあるにもかかわらず、婚姻をした者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。
② 既に婚姻関係にある人と婚姻をした者も、同様に処罰する。

第一八四条 ① 家族の構成員、またはその他、行為者に対して継続的または一時的に従属関係にある者、または年少者もしくは身寄りのないものを、身体的または道徳的に苦しめた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 行為の結果、被害者が自殺したときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一八五条 年少者に酒類を販売し、またはその消費を容易にし、または酒類の消費を勧誘することによって、年少者を飲酒癖におちいらせた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第一八六条 ① 法律上課せられた、子、親または他の

近親者に対する扶養義務の履行を頑固に拒否し、それによつてそれらの者が最少限の生活需要を満たすことを不可能にした者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 確定力のある、または執行力のある裁判所の判決によって確定された扶養義務を負う者が、その被扶養者に対して、第一項に規定した行為を行なった場合も、同様に処罰する。
③ 訴追は、被害者、社会保障機関、または社会団体の訴えにもとづいて行なわれる。

第一八七条 ① 一五才以下の者、またはその精神的、身体的状況からして、救助を必要とする者を保護すべき義務に違反して、これらの者を放置した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② その行為によって、第一項に規定した者が死亡したときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一八八条 後見または監督の権限のある者の意思に反して、年少者、またはその精神的、身体的状況からして救助を必要とする者を誘拐し、または抑留した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二六章 選挙に対する罪

第一八九条 ① 暴力を使用し、違法な脅迫を行ない、奸策を弄し、または従属関係を濫用して、ポーランド議会もしくは人民ソビエトの選挙過程における選挙権の自由な行使、またはその他の行為の遂行を妨害した者、またはその投票の結果を偽った者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 投票の秘密に関する規定を侵害して、ポーランド議会または人民ソビエトの選挙において、選挙人の意思に反してその投票内容に関する情報を入手した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二七章 従業員の権利に対する罪

第一九〇条 労働企業体における雇用問題について責任ある者が、惡意でまたは頑固に、労働関係から、もしくは社会保障に関する規定から生じる従業員の権利を侵害し、それによつて従業員を重大な危険におとしいれたときは、三年以下の自由剝奪に処する。

ポーランドの新刑法典（一）（中山・石原）

第一九一条 ① 労働企業体において、労働の保安と衛生について責任ある者が、自己に負わされた義務を履行せず、それによって従業員を死亡、重い身体傷害もしくは重い健康障害のさし迫った危険におとしいれたときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 行為が過失によるときは、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二八章 良心および信教の自由に対する罪

第一九二条 無信仰であること、または、ある宗派に所属したことを理由として、市民の権利に制限を加えた者は、五年以下の自由剝奪に処する。

第一九三条 ① 無信仰であること、またはある宗派に所属していることのために、公然と人の集団または個人を誹謗し、侮辱し、もしくは軽蔑した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した理由のために、人に対して暴力的な攻撃を加えた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一九四条 儀式の挙行、その他の宗教的行事に際して、良心および信教の自由を、ポーランド人民共和国の利益に反して濫用した者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一九五条 他人が信心深いこと、または容易に信心にみちびかれやすいことを利用して、信仰問題について他人を迷惑させ、公の秩序の混乱もしくはその他の攪乱をひき起した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一九六条 他人に対し、宗教的行事の実行、または宗教的儀式への参加、もしくはそれらの行事ないし儀式への不参加を強要した者は、五年以下の自由剝奪に処する。

第一九七条 ① 悪意で埋葬、葬式ないしは礼式を妨害し、または死体、人灰、ないしは死者の安息所の名誉を傷つけた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 行為が、死体、墓またはその他の死者の安息所を強奪することによって行なわれたときは、行為者を一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一九八条 他人の宗教感情を害し、公然と、宗教的礼拝対象、または宗教的儀式の公的な実行に使用する場所の名譽を傷つけた者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二十九章 財産に対する罪

第一九九条 ① 社会財産を不法に領得した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② それが僅かな価値のものであった場合には、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二〇〇条 ① 社会財産の管理者、またはその地位もしくは遂行すべき職業との関係においてそれを保護しまたは監視する責任のある者が、それを不法に領得したときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② それが僅かな価値のものであった場合には、裁判所は、特別な刑の減輕を適用することができる。

第二〇一条 重要な価値をもつ社会財産を不法に領得した者は、五年以上の自由剝奪、または二五年の自由剝奪に処する。

る。

第二〇二条 ① 国有企業体の企業活動を利用して、他人と

協力して、その企業体の損失において、取得者または供給者から財産を不法に領得した者は、一年以上一〇年以下の

自由剝奪に処する。

② 行為者が重大な価値のある財産を不法に領得したときは、五年以上の自由剝奪、または二五年の自由剝奪に処する。

第二〇三条 ① 領得の意思をもって、他人の動産を窃取した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② それが僅かな価値のものであった場合には、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

③ 近親者の損失において行なわれた横領した者は、一年以上の自由剝奪に処する。

④ 近親者の損失において行なわれた横領した者は、一年以上の自由剝奪に処する。

第二〇四条 ① 他人の動産を横領した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 寄託された財産を横領した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ それが僅かな価値のものであった場合には、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

④ 近親者の損失において行なわれた横領については、被害者の告訴にもとづいてのみ、その訴追が行なわれる。

第二〇五条 ① 財産的利益を獲得する目的をもって、人を

錯誤におとしいれ、または人の錯誤を利用し、もしくは自己が行なう取引について正しい理解をする能力が欠如しているのを利用して、自らのもしくは他人の財産を不利益に処分させた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② それが僅かな価値のものであった場合には、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

③ 詐欺が近親者の損失において行なわれたときは、被害者の告訴にもとづいてのみ、その訴追が行なわれる。

第二〇六条 他人の財産事務を取り扱う義務のある者が、その関係において本人の財産的利益の損失を招くように行動したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二〇七条 他人の困窮状態を利用して、反対給付としてそ

の他人に不当な給付義務を強いるような契約を締結した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二〇八条 とくに大胆な方法で、または侵入することによ

つて、物を盗んだ場合には、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第二〇九条 窃取した物の占有を保持するために、窃盜の実

行直後において、人に対し暴力を使用し、または暴力を使用することをもって人を脅迫した者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第二一〇条 ① 領得の意思をもって、暴力行為を行ない、

または人に対して暴力行為を行なう旨を脅迫し、または人の人事不省の状態もしくは防衛無能力状態において、財産

を奪取した者は、三年以上の自由剝奪に処する。

② 強奪者が、銃または危険な道具を使用したとき、またはかかる武器もしくは道具を使用する者と共同して行為を行

なったときは、五年以上の自由剝奪、または死刑に処する。

第二一一条 ① 社会財産または他人の財産を破壊し、損壊

または使用不能にした者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② 放火によって、第一項に規定した行為を行なったときは、

行為者を、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

③ 行為が社会財産に関しないときは、第一項に規定した犯罪行為の訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第二一三条 ① 領得の意思をもって、森林において樹木を

伐採した者は、窃盜として処罰する。

② 切倒され横たえられた樹木について、伐採または窃盜として有罪判決を下す場合には、被害者のために、裁判上、樹木の価値の二倍額の賠償金を命じる。

第二一四条 ① 短時間使用する目的で、社会財産または他

人の財産たる乗物を奪い去った者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、乗物について、損害が加えられる状態において、または乗物もしくはその部分品、または内容物が喪失しもしくは損壊される危険の生じるような条件のもとにして、乗り捨てたときは、五年以下の自由剝奪に処する。

③ 行為が社会財産に関するときは、第一項に規定した犯罪行為の訴追は、被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第二二五条 ① 禁じられた行為によって獲得された財物を買入れ、その販売を助け、または財産的利益を獲得する目的をもって、それらの財物を收受し、またはその隠匿を援助した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、第一項に規定した犯罪行為の実行によって、常時生計の資を調達しているとき、または重要な価値のある社会財産に関するこの犯罪行為を行なったときは、三年以上の自由剝奪に処する。

第二二六条 財物が、禁じられた行為によって獲得されたことを、附隨事情によって知るべきであり、または知り得た

にもかかわらず、その財物を買入れ、その販売を助け、または財産的利益を獲得する目的をもって、それらの財物を收受し、またはその隠匿を援助した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第三〇章 経済犯罪

第二一七条 ① 国有企業体で職務を遂行する場合において、その義務をつくさず、または秩序ある企業経営の領域においてその権限をこえ、それによって、たとえ過失的にもせよ、財産を破壊し、またはこれを法外に、もしくは不適切な様で使用し、またはその他国有企業に重大な損失を生ぜしめた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 行為が高額の損失をもたらしたときは、一年以上六年以下の自由剝奪に処する。

③ 国有企業のために利益を獲得することを目的として、または研究的科学的作業、または技術的実験ないし経済的実験を遂行することを目的として、科学の現状から見て妥当な危険の範囲において、ことに、利益獲得の可能性が、本래それから生じる損失の可能性をこえる状況において行為をした者は、第一項および第二項に規定した犯罪行為を犯

した者ではない。

第二一八条 ① 義務を履行せず、または社会財産の監督の領域において、その権限をこえて、保管または管理に欠損を生じる可能性を、たとえ過失的にもせよつくり出した者は——その欠損が生じた場合において——六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 欠損の完全な補償が行なわれたときは、裁判所は、特別の刑の減輕を適用することができる。

費者に直接販売することを予定していない物品を、利益を得て小売する目的で、権限のない者に譲渡したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。
② 小売企業の管理者または従業員が、利益を得て小売する目的でその物品を譲渡したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項または第二項に規定した物品を保管し、または利益を得て小売する目的でそれを獲得した者もまた、第一項および第二項に規定した刑罰に処する。

第二一九条 社会財産に生じた欠損を秘匿し、監督機関を欺罔するため、他人に財物または文書を交付した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

④ 行為者が、第一項、第二項または第三項に規定した犯罪の実行によって、常時生計の資を調達しているとき、または重大な価値のある財産に対してもその犯罪を行なつたときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第二二〇条 技術設備を破壊し、損壊し、使用不可能にし、もしくはその有用性を阻害し、それによつて、生産、輸送または交通路に重大な攪乱を生ぜしめた者は、三年以上の自由剝奪に処する。

第二二一条 取引の権限のない者が、利益を得て小売する目的で、消費者として自分に必要である程度を明らかにこえた多量の物品を貯蔵したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

第二二三条 ① 国有企業体の従業員が、その企業体では消

費者に直接販売することを予定していない物品を、利益を得て小売する目的で、権限のない者に譲渡したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

して、販売の準備がなされた物品に代えて、自己または第三者に属する物品を販売したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

② 国有企業の従業員が、その企業の名において遂行すべき職務に代えて、いちじるしい範囲においてその企業の設備を利用し、かつ、財産的利益を獲得する意思をもって、勝手に職務を行なったときも、同様に処罰する。

③ 行為者が、第一項ないし第二項に規定した犯罪行為を実行することによって、常時生計の資を調達していたとき、または重要な価値のある社会財産に關して、その犯罪行為を行なったときは、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

第二二四条 ① 権限なくして、利益を得て小売する目的をもつて、国内または国外で預金された外国の通貨によつて国内で入手された物品、またはその物品を購入することのできる証券を買い集めた者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した物品または証券を、利益を得て小売りをした者も、同様に処罰する。

第二二五条 ① 物品を販売し、または職務を遂行するにあたつて、数、重量、容量、種類、性質または価格について、購買者を欺罔し、または不正な計量器を用いた者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② 農産物または畜産物の営業を行なうにあたつて、引受人に對して、数、重量、容量、種類または価格をいつわり、または不正な計量器を用いた者も、同様に処罰する。

第二二六条 第二二一条第二項、第三項ないし第四項、または第二二五条に規定した犯罪行為について有罪判決を下す場合において、裁判所は、生産、加工、取引または職務遂行活動の実行の禁止、または企業設備および行為者の所有に帰した物品の廃棄を、言渡すことができる。

第三一章 通貨、有価証券、公の印紙および測定器の偽造

第二二七条 ① ポーランドまたは外国の通貨、または外國為替相場によつて譲渡される金銭もしくは物品の受領権限を与える無記名証券を、模造または偽造した者、または通貨もしくは証券の無効マークを消去した者は、三年以上

の自由剥奪または二五年の自由剥奪に処する。

② 第一項に規定した通貨または証券を流通に置いた者、または流通に置く目的で受領し、保管し、輸送し、交付し、またはその流通および秘匿について助力した者は、一年以

上一〇年以下の自由剥奪に処する。

③ 第一項ないし第二項の行為を実行する目的をもって、他人と共同し、または技術的補助手段を作成し、買入れまたは保管した者は、六月以上五年以下の自由剥奪に処する。

第二二八条 自分が真正のものとして受取った、模造または偽造の通貨、ないし第二二七条第一項に規定した証券を、流通に置いた者は、一年以下の自由剥奪、自由制限、または罰金に処する。

第二二九条 ① 公の取引において利用する目的で、公の印紙を模造または偽造し、もしくはその印紙の無効マークを消去した者は、三年以下の自由剥奪に処する。
② 模造されまたは偽造された公の印紙、または無効マークを消去された印紙を流通に置き、買入れ、または利用しないは流通させる目的で保管した者も、同様に処罰する。

第二三一条 合法とみとめられた測定機械を模造または偽造、ないしはその測定機械を公の取引において使用し、またはそれに使用する目的で保管した者は、三年以下の自由剥奪に処する。

第二三二条 ① 模造されまたは偽造された、または無効マークが消去された通貨、有価証券および印紙、または第二二七条第三項に規定した技術的補助手段は、たとえそれが行為者の所有に属しなくても、没収される。
② 第二三〇条に規定した模造されまたは偽造された公の印紙は、そのことにより、貼付された物が無効となるにしても、却されなければならない。

第三章 国家および社会施設の活動に対する罪

第一三三一条 公務員、またはこれを補佐する者に対し、職務上の義務の履行に関連して、暴力的な攻撃をえた者は、

六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一三四条 ① 民警⁽²⁴⁾またはその他、公の秩序および安全を守ることを任務とする機関の職員に対して、その職務上の

義務の履行に関連して、暴力的な攻撃をえた者は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した態様の暴力的攻撃を加えて、重い身体傷害もしくは健康障害をひき起した者は、三年以上の自由剝奪に処する。

④ 民警は、一九四四年に、以前の（青色の）国家警察に代りて登場した。それは「公の平穏、秩序、安全を守ること」を任務とする「武装した部隊」である（民警の組織および職務範囲に関する一九五五年一二月二一日の訓令、第一条—Dz U. 1955, Nr. 46, Pos. 311）。補助機関として、自由意志による民警予備隊 ORMO がある（一九六七年六月一一日の Ges. V. Dz U. Nr. 23, Pos. 108）。

第一三五条 公務員またはこれを補佐する者に対して、適法

ヨーランドの新刑法典（1）（中山・石原）

な職務行為を行なわせないよう強要する目的で、暴力または違法な脅迫行使した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第一三六条 公務員またはこれを補佐する者を、その職務上の義務履行の経過および関連において侮辱した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一三七条 国家機関または政治団体、労働組合、公益団体またはその他の全国家的意味をもつ社会団体を、その活動現場で、もしくは公然と侮辱した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一三八条 公の職務を行なうことを口実として、またはその事実に関する他人の誤った確信を利用して、その職務と関係のある活動を行なった者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第一三九条 ① 公の職務の履行に関連して、財産的または個人的利益を受け、もしくはそれを約束させた者は、六月

以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 公の職務を履行する場合において、その職務行為を利益の獲得の条件とし、またはその利益を要求した者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

③ 公の職務を履行する場合において、法規に違反する行為の対価として利益を受取り、または利益を約束せしめたときも、第二項に規定した犯罪行為に該当する。

第一四〇条 一、特別な責任と結びついた職務を行なうことにより、または、
二、とくに大きな財産的利益を受取り、または約束させることにより、

第二三九条に規定した犯罪行為を行なった者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第一四二条 第二三九条に規定した犯罪行為において、それを教唆し、幫助した者は、財産的または個人的利益を与えた者は約束した者と同様に処罰される。

第一四三条 訴追の任にある機関が知る前に、第二三九条ないし第二四二条に規定した犯罪行為の行為者が、犯罪の事実および犯罪実行の事情をこれらの機関に告知したときは、裁判所は、特別の刑の減輕を適用し、または刑の量定をしないことができる。

第二四一条 ① 第二三九条第一項ないし第二項に規定した場合において、財産的または個人的利益を与え、または与えることを約束した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② それが僅かな価値のものであった場合には、一年以下の

自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

③ 第二三九条第三項ないし第二四〇条第一号に規定した場合において、その利益を与えた者、または約束した者は、三年以上の自由剝奪に処する。

④ 第二四〇条第二号に規定した場合において、その利益を与えた者は、三年以上の自由剝奪に処する。

第一四四条 国家または社会施設に対する自己の影響力を援用して、またはそのような影響力があることにつき他人に

確信を生ぜしめ、またはその確信を固めさせて、財産的利益は個人的利益を供与しもしくは約束する問題の解決につき、あつせんすることを引受けた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第二四五条 財産的利益を獲得する目的をもって、競売の当事者たる財産所有者一人また施設に損害を与えて、公の競売を妨害しました困難にした者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第二四六条 ① 権限をこえ、または義務を履行せずに、社会的福祉、または個々の人の不利益になるように行行為した公務員は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。
② 行為者が、財産的または個人的利益を獲得する目的で行為を行なったときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。
③ 行為者が、第一項の行為を過失によって行ない、それによつて重大な損害をひき起したときは、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。
④ 行為が、他の犯罪の構成要件を充足し、または権限の踰越もしくは義務の不履行が他の犯罪の構成要件に属するときは、第一項ないし第三項の規定は、適用されない。

第三三章 裁判に対する罪

第二四七条 ① 裁判手続、またはその他法律に規定された手続において、証拠方法として用いることを予定された証言を行なうにあたつて、偽りの証言をし、または真実を隠蔽した者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② その責任は、証言をうけとる者が、その資格の範囲内で行動して、証言者にあらかじめ偽証の可罰性を告知し、または偽証しない旨を、証言者に約束させたことを前提とする。
③ 証言、もしくは尋問に対する答弁を拒絶することができるとする権利があるのを知らずに、自己または近親者にさし迫つた刑事责任が及ぶことをおそれて、偽りの証言をした者は、処罰されない。
④ 裁判所は、次の場合には、特別な刑の減輕を適用することができます、または刑の量定をしないことができる。
一、偽りの証言が、事件の解決に何らの影響も持たない事實に関するものであるとき。

二、行為者が、いまだ確定していないとしても、その事件の解決にいたる前に、その証言を訂正したとき。

第二四八条 訴追機関に対し、犯罪、違警罪または規律違反を犯したことをもって、他人を誣告した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二四九条 虚偽の証拠を作成し、またはその他の欺瞞的な操作によって、一定の人に対する犯罪、違警罪または規律違反のための手続をあやまつた方向に導き、またはその手続の進行中に、そのような操作を行なった者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二五〇条 ① 犯罪、違警罪または規律違反を犯したことにつき嫌疑をかけられている人の、無罪の証拠を隠蔽した者は、三年以下の自由剝奪に処する。
③ 自己または近親者にさし迫った刑事责任が及ぶことをおそれて、無罪の証拠を隠蔽した者は、処罰されない。

第二五一条 犯罪行為が行なわれていないことを知っている

にもかかわらず、訴追機関に、犯罪行為を通告した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二五二条 ① 犯罪行為者が刑事责任を免がれるのを援助することにより、ことに、行為者を隠避し、犯罪の痕跡を湮滅し、または行為者のために自ら刑に服することによつて、刑事手続を妨げ、または困難にした者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② 近親者をかくまつた者は、処罰されない。

③ 行為者が近親者を援助し、または自らもしくは近親者にさし迫つた刑事责任が及ぶことをおそれて行為したときは、裁判所は、特別の刑の減輕を適用することができ、また全く刑の量定をしないことができる。

第二五三条 暴力または違法な脅迫を用いて、証人、鑑定人または通訳の活動に影響を与える目的で、またはその活動に関連して、これらの者に対し暴力的な攻撃を加えた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二五四条 ① 第一二二条ないし第一二四条、第一二六条

ないし第一二八条、または第一四八条に規定した犯罪行為

の自由剝奪に処する。

に關して、信頼するに足る情報を持ちながら、犯罪行為の事実、その実行の状況、および行為者の以前のもしくは現在の滞在場所を、遅滞なく訴追機関に通報しなかつた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 訴追機関が犯罪事実および第一項に規定した状況につい

ての知識をもつていると、根拠のある理由をもつて考えたがために、または、自己もしくは近親者に、さし迫った刑事責任が及ぶのをおそれて、通報しなかつた者は、処罰されない。

第二五五条 ① 公判前に、承諾なくして、捜査手続から得

た情報をもらした者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、

または罰金に処する。

② 非公開のもとで行なわれた審理から得た情報を公けにした者も、同様に処罰する。

第三五六条 ① 裁判所の判決、またはその他の国家機関の合法的な処分にもとづいて、自由を剝奪されている者、または社会適応センターに収容されている者を解放し、またはその逃走を容易ならしめた者は、六月以上五年以下の自由

剝奪に処する。
② 行為が過失によるときは、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第三五八条 裁判所、またはその他の国家機関の決定の執行を妨げる目的で、差押えをうけもしくは差押えを通告された財産を除去し、隠匿し、売却し、担保に供し、または損壊した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第三五九条 ① 裁判所の判決、またはその他の国家機関の合法的な処分にもとづいて、自由を剝奪され、または社会適応センターに収容された後に、逃走した者は、一年以下

第二五九条 裁判上言渡された、一定の地位につくことの禁止、一定の職業または活動を遂行することの禁止、または乗物を運転することの禁止、を守らず、または裁判所の判断を公示する裁判上の命令を、提示された通りに履行しなかつた者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第三四章 国家および職務の秘密を犯す罪

第一六〇条 ① 国家の秘密に属する情報を漏らした者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② その情報が、ポーランド人民共和国の防衛力または安全に関する秘密に属するときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

剝奪に処する。

③ 行為者が、国家または社会団体における職務との関係において知り得た、第一項、第二項に規定した情報を、過失によって漏洩したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

第二六三条 国家秘密を守るために発せられた命令を侵害し、それによって秘密漏洩の危険を生ぜしめた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第二六四条 ① 公務員、またはその他の、国家もしくは社会施設の職員が、職務の秘密に属する情報を漏したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、第一項に規定した情報を、外国に伝達したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第三五章 文書に対する罪

第一六一条 外国施設または外国企業の名において、またはその利益のために行動する者に、国家の秘密に属する情報を漏らした者は、三年以上の自由剝奪に処する。

第一六五条 ① 真正のものとして行使する目的で、文書を

第二六二条 ① 自己に寄託された文書、または自己に寄託されたその他の物で、国家の秘密を包含しているものを受け失によつて喪失または紛失した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 文書や物が、ポーランド人民共和国の防衛力または安全に関する秘密に属するときは、五年以下の自由剝奪に処する。

模造しまたは偽造した者、またはそれらの文書を真正のも

以下の自由剝奪に処する。

のとして行使した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② それらが、重要な意味を持たない場合には、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

③ 第一項に規定した犯罪を実行するため、公の書式用紙、

印章、スタンプまたはその他の用具を模造し、偽造しまたは入手して、その準備をした者は、二年以下の自由剝奪、

自由制限、または罰金に処する。

第二六六条 ① 公務員、またはその他、文書を交付する権限のある者が、文書中に、法律上重要な事実に關して、虚偽の報告を證明したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② その文書を使用した者も、同様に処罰する。

③ それらが、重要な意味を有しない場合には、第一項ないし第二項に規定した行為の行為者は、一年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処せられる。

④ 行為者が、第一項に規定した行為を、財産的または個人的利益を獲得する目的で行なったときは、一年以上一〇年

第二六七条 公務員、またはその他、文書を交付する権限がある者を欺罔して、虚偽の事実の證明を得、またはその方

法によって入手した証明書を行使した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二六八条 自己が処分する権限のない文書を破棄し、毀損し、隠匿しまたは除去した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第二六九条 境界標識を破壊し、損壊し、除去し、移動し、もしくは見えないようにし、または偽って設置した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第三六章 公の秩序に対する罪

第二七〇条 ① ポーランド国民、ポーランド人民共和国、その憲法またはその最高機関を、公然と侮辱し、軽蔑し、誹謗した者は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

同様に処罰する。

第二七一条 ① ポーランド人民共和国の利益にいちじるしい損害を与える性質をもつた、虚偽の情報を流した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、第一項に規定した犯罪を、外国において行なったとき、または第一項に規定した情報を、ポーランド人民共和国の利益に反する活動を行なう外国センターに伝達したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二七二条 国家主義的、民族的、人種的もしくは宗教的背景をもつ紛争を公然と呼び起し、またそのような紛争を公然と賞揚した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二七三条 ① 第二七〇条ないし第二七二条に規定した行為を行なつた者が、行為の際に、印刷物またはその他、大量報道の媒介物を利用したときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。
② 発布する目的をもつて、第二七〇条ないし第二七二条に規定した内容をもつた文書、印刷物、またはその他の物を

作成し、保管し、運送し、手交し、または発送した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項ないし第二項に規定した犯罪に対して有罪判決を下す場合には、裁判所は、犯罪の実行に用いられ、またはそのために準備された用具その他の物が、行為者の所有に属さなくても、その没収を命じることができる。

第二七四条 ① ある国家、民族または人種の一員であることのために、特定の住民集団または特定人を、公然と侮辱し、軽蔑し、または誹謗した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した理由から、人に対して暴力的な攻撃を加えた者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

第二七五条 ① 公然たる暴動に参加し、参加者が共同して、人または財物に対して暴力的な攻撃を加えたときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。
② 暴力的な攻撃が、死亡、重い身体傷害もしくは健康障害、または重大な範囲の財産損害をひき起したときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第二七六条 ① 犯罪を遂行する目的をもった結社に参加した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 結社が軍事的性格をもつているときは、一年以上八年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項ないし第二項に規定した結社を組織し、または指導した者は、二年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

④ 第一項ないし第二項に規定した結社を組織し、または指導的役割を果した者は、六年以上五年以下の自由剝奪に処する。

三年以下の自由剝奪に処する。

② そのような結社を組織し、または指導した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ 解散せられ、または公認を拒否された結社において、指導的な役割を果した者は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

④ 自由意思によって結社への参加から身を引いた者は、第一項に規定した犯罪として、処罰しない。

第一項ないし第二項に規定した者は、二年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第一項ないし第二項に規定した結社を組織し、または指導した者は、二年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

奪に処する。

第二八二条 命令抗拒、または、法律もしくは国家機関の合法的な命令にそむく行為を、公然と呼びかけた者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二八三条 ① 外国において指導的地位を有する者、ポーランド人民共和国において全権を有する外国の外交代表部の長、または、法律、協定もしくは一般的に確立された国際慣習によってそれらと同一の保護を受ける者に対して、

ポーランド人民共和国の領域において、暴力的な攻撃を加えた者は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

② 外国の外交代表部の職員、または外国の領事に対して、その職務の遂行に関連して、ポーランド人民共和国の領域において暴力的な攻撃を加えた者は、六年以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項ないし第二項に規定した者に対して、ポーランド人民共和国の領域において、侮辱を加えた者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第二八四条 ① 公けの展覧に供せられた紋章、司令旗、国旗、船旗、軍旗、その他のポーランドの国章、または同盟国のそれらの物、もしくは國際労働者運動のシンボルを、侮辱し、毀損し、または除去した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

第二八五条 ポーランド人民共和国の領域において、外国の代表により、またはポーランド国家機関の命令によって、公けの展覧に供せられた外国の紋章、司令旗、国旗、船旗、または軍旗を、侮辱し、毀損し、または除去した者は、二年以下の自由剝奪、自由制限、または罰金に処する。

第二八六条 必要な許可を得ず、銃または弾薬を所持し、または製造した者は、五年以下の自由剝奪に処する。

第二八七条 必要な許可を得ず、ラジオ放送機を製造し、

または所持した者は、三年以下の自由剝奪に処する。

行為者として責任を負う。

第二八八条 ① 必要な許可を得ずに、ポーランド人民共和
国の国境をこえた者は、五年以下の自由剝奪に処する。

② それが重要な意味を有しない場合には、一年以下の自由

剝奪、自由制限、または罰金に処する。

軍事編

第三七章 兵士に関する一般規定

第二八九条 ① 軍事編が別の規定を定めていない限りにお
いて、この法典の総則および各則の規定は、兵士にも適用
される。

② 兵士とは、現役軍務に服している者をいう。

第二九〇条 ① 命令を遂行することによって、犯罪を犯す
ことを兵士が知っていた場合、もしくは少なくともそれを
甘受した場合でなければ、命令の遂行によって禁じられた
行為を行なつたとしても、その兵士は犯罪を行なつた者で
はない。

② 第一項に規定した場合においては、命令を与えた者が、

③ 命令とは、長官、または正規の軍階級が上位にある兵士
によって、職務上兵士に与えられるところの、一定の方式
で行動しましたは行動しないことについての指図である。

第二九一条 ① 不服従または反抗に際して、発する権限の
あった命令に対する服従を強制するために、服従を拒否し、
武器を放棄し、または独断で持場を離脱した兵士に対して、
必要な処分を行ない、戦闘状態においては武力を行使した
としても、事情が即座の対抗処置を必要とし、他の処置で
は不十分であるときは、その兵士は、犯罪を犯した者では
ない。

② 緊急処分の限界をこえた場合には、裁判所は、特別な刑
の減輕を適用することができる。

第二九二条 ① 第二七条第二項、第三三条ないし第三五条、
第八八条の規定、および第一一六条に規定した限定は、兵
士には適用されない。

② 未成年者に関する規定は、行為の時点において十八才に、
判決が下される時点において二十一才に達していない兵士

に適用される。

③ 手続の条件つき停止は、兵士に対しては、第二四六条第

一項に規定した犯罪を除いて、下限が三月をこえる自由剝奪刑が科せられている犯罪行為については、適用されない。

④ 兵士に対して手続の条件つき停止を適用する場合においては、軍の懲戒規定に定められている刑を科すために、権限ある司令官に意見をきくことが許される。

⑤ 第九条第三項に規定した場合において、裁判所は、その規定が明示している教育改善処分の言渡しに代えて、軍の懲戒規定に定める刑を言渡すために、事件を権限ある司令官のもとに移すべく、命じることができる。

た、労働ないし学習、および施設秩序の厳守を義務づけられる。

④ そのほか、この法典の総則規定が自由剝奪刑の概念を用いているときは、いつでもそれを、適宜、軍事拘留と解することができる。

第二九四条 ① 軍事拘留を言渡す場合において、それが六

月をこえないと裁判所が認めた場合には、将校、士官候補生、および專業勤務、時間勤務、期間超過勤務にあるすべての兵士に対して、自由制限刑を適用することができる。

② 自由制限刑は、短期一月、長期一年であり、一年以下の場合は、月において量定される。

③ 自由制限刑に服している期間中、受刑者は、

一、一週間に二日間、任務終了後、消燈号音までの時間中、またすべての休日には、起床から消燈号音までの時間中、一定の場所に滞留しなければならない。

二、軍隊において活動する社会団体の中で、その職務について権利をもたない。

三、ある一定の位の軍階級から、より上位の職務上の地位に昇進する可能性をもたない。

③ 軍事拘留は、これについて定めた刑事施設において、服役される。刑の服役期間中、受刑者は軍事訓練に服し、ま

四、休養賜暇を与えない。

④ 自由制限刑を量定する場合に、裁判所は、

一、国家のため、または裁判上で指定された社会的目的の

ために、給料の一〇%ないし二五%の減俸を命じること

ができる。

二、犯罪によって与えた損害の全部または一部の賠償を、

受刑者に義務づけることができる。

三、被害者に謝罪する義務を、受刑者に負わせることができ

きる。

第二九五条 兵士に対するは、附加刑として、第三八条に規定した刑罰のほか、軍階級の剝奪および格下げが、適用される。

第二九六条 ① 階級剝奪は、身につけていた軍階級を喪失することと、および兵卒の階級にまで後退することを意味する。
② 裁判所は、兵士に対して、重罪または故意の軽罪につき有罪判決を下す場合において、行為の事情および性質がそれを必要とするときは、階級剝奪を命じることができる。

ボーランドの新刑法典(1) (中山・石原)

第二九七条 ① 軍階級の格下げは、将校団、士官候補生団、ないし下士官団の範囲において、身につけている階級を失なって、直近下位の階級に後退することを意味する。

② 軍階級の格下げは、軽罪につき有罪判決を下す場合において、行為の事情および性質がそれを必要とするときは、裁判上、命じることができる。

第二九八条 兵士に対して、第五五条の規定を適用する場合には、裁判所は、軍階級の剝奪または格下げの刑を言渡すにとどめておくことができる。

第二九九条 ① 公権喪失の刑と、軍階級の剝奪ないし引下げの刑とが競合する犯罪行為につき、有罪判決を下す場合において、裁判所は、全体刑を形成するにあたって、もっぱら公権喪失のみを宣告する。

② 軍階級の剝奪刑と、その格下げ刑とが競合する犯罪行為につき、有罪判決を下す場合において、裁判所は全体刑を形成するにあたって、もっぱら軍階級の剝奪のみを宣告する。

第三〇〇条 ① 兵士に対して、第二八条第二項および第七

- 五条第二項に規定した義務を負わせる場合には、軍務の条件を考慮に入れなければならない。
② 第七六条第一項に規定した保証は、兵士集団によつても引受けられることができる。

③ 兵士に対して、第七六条第二項の規定を適用するにあたっては、裁判所は、その兵士を、監督機能の遂行を委ねることができる兵士集団の長の監督のもとにおかなければならぬ。

第三〇一条 ① 裁判所は、基本防衛勤務についている兵士、

およびその任務を遂行するために召集された者に対し、六

月以下の自由剝奪刑および自由制限刑の執行を、その勤務

が終るまで延期することができる。

② 裁判所は、執行が延期されている間に、その兵士がいちじるしく法秩序または軍紀の原則を侵害したときは、延期された自由剝奪刑の執行を、命じることができる。

③ 部隊司令官の意見を聴取し、またはその司令官によって述べられる兵士集団の意思表明にもとづいて、延期が少なくとも六月の間継続し、かつ、兵士がその期間中、特別に勤務成績においてすぐれていた場合には、裁判所は、自由制

- 限刑または六月以下の自由剝奪刑を免除することができる。
④ 第三項に規定した刑の免除は、法律上、有罪判決を抹消する効果をもつ。

第三〇二条 基本防衛勤務にある兵士に対して、その勤務の期間中に犯した犯罪につき、一年以下の自由剝奪刑、罰金刑、または第五五条にもとづく附加刑の有罪判決が下されたときは、裁判所は、その兵士を予備隊に転勤させるにあたって、刑が執行されたことを前提として、刑の抹消を命じることができる。

第三八章 軍務の遂行義務に対する罪

第三〇三条 ① 兵士が独断で、自己の部隊または指定された滞在場所を、二暦日以上の期間離脱したとき、または同所以外に同一期間滞在したときは、二年以下の自由剝奪に処する。

② 独断で、自己の部隊または指定された滞在場所を、二暦日より少ない期間において離脱し、または同所以外に同一期間滞在したときは、その兵士が、すでに以前に、勝手な離脱によつて有罪判決をうけ、または最近六月の間に、同

じ行為で懲戒上の拘留をうけたことがある場合には、その

兵士を同様に処罰する。

③ 兵士が独断で、自己の部隊または指定された滞在場所を、十四曆日以上の期間離脱したとき、または同所以外に同一

期間滞在したときは、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

④ 兵士が、第三項に規定した行為を、武器を携帶して行なつたときは、一年以上八年以下の自由剝奪に処する。

⑤ 第一項および第二項に規定した犯罪行為の訴追は、部隊司令官の告訴にもとづいて行なわれる。

⑥ 第一項ないし第四項の規定は、将校、士官候補生、または專業勤務、時間勤務もしくは超過勤務の兵士には、適用されない。

第三〇四条 ① 繼続して防衛勤務を回避する目的をもつて、自己の部隊または指定された滞在場所を離脱し、または二年以下の自由剝奪に処する。
② 行為者が武器を携帶して、または他の兵士と共同して逃亡したときは、三年以上の自由剝奪に処する。

六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

第三〇七条 第三〇四条ないし第三〇六条に規定した犯罪行為を実行するため、その準備を行なった兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

第三〇五条 軍務、またはそれから生じる義務の遂行を拒否した兵士は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

③ 外国に逃亡する目的をもつて逃亡し、または逃亡期間中にこの目的を実行し、または外国滞在中に、国内に帰還することを断念した兵士は、第二項に規定した刑に服せしめる。

第三〇八条 第三〇三条第三項ないし第四項、または第三〇四条に規定した犯罪行為の行為者が、自由意思によって帰還した場合において、その不在が十四曆日よりも長期にわたらなかつたときは、裁判所は、特別の刑の減輕を適用することができる。

③ 行為者が、第一項ないし第二項に規定した行為を、武器またはその他の危険物を使用して行ない、または暴力的な攻撃により上官の身体傷害または健康障害を生ぜしめたときは、二年以上の自由剝奪に処する。

第三九章 軍紀の原則に対する罪

第三〇九条 ① 命令を遂行せず、またはこれを拒否し、もしくは命令の内容と異なつてそれを履行した兵士は、五年以下の自由剝奪に処する。

② その訴追は、部隊司令官の告訴にもとづいて行なわれる。

第三一〇条 戰闘状態において、第三〇九条第一項に規定した犯罪行為を行なつた兵士は、五年以上の自由剝奪、または死刑に処する。

第三一二条 ① 暴力的に、または違法な脅迫を用いて、上官に對してその職務遂行を妨害しようと試み、または上官に對して、職務行為の開始または中止を強制しようと試みた兵士は、六年以上五年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した行為を、援兵として上官のもとに派遣された兵士に對して、またはその援助を行なう兵士に對して行なつたときは、同様に処罰する。

第三一三条 第三〇九条第一項、第三一一条第一項ないし第二項、または第三一二条に規定した行為を、他の兵士と共にして、または集合した兵士の面前で行なつた兵士は、二年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第三一一条 ① 上官に對して暴力的な攻撃を行なつた兵士は、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

② 行為者が、職務上の義務の遂行に関連して、上官に対する暴力的攻撃を行なつたときは、一年以上一〇年以下の自由

第三一四条 第三〇九条第一項、第三一一条第一項ないし第

三一二条に規定した犯罪行為を実行する目的をもつて、他の兵士と協力関係をもつた兵士は、それぞれの規定に定めた刑に服する。

第三一五条 ① 上官を侮辱し、または上官に対して、態度、言語もしくはその他の方法によって、軽蔑の念を表明した

兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

② その訴追は、司令官または被害者の告訴にもとづいて行なわれる。

第三一六条 階級が上位の、または同等の階級の兵士に対して、第三一一条ないし第三一五条に規定した行為を、これらの者による職務上の義務履行との関連において行なった兵士は、それぞれの規定に定めた刑に服する。

第三一七条 行為が同盟国の兵士に対して行なわれた場合には、この章の規定が、それぞれに応じて適用される。

第三一八条 自己の挙動によって、軍人の名誉、軍服の品位を傷つけた兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

第四〇章 部下に対する態度の原則に対する罪

第三一九条 部下または下位階級の者に労苦を与える目的で、自己の権限を濫用した兵士は、五年以下の自由剝奪に処する。

第三二〇条 部下または下位階級の者を、その職務遂行中に、または他の兵士の面前で、侮辱した兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

第三二一条 部下または下位階級の者を殴打し、または他の方法でその身体の完全性を侵害した者は、五年以下の自由剝奪に処する。

第四一章 軍の武装用具および装置取扱いの

原則に対する罪

第三二二条 ① 軍の武装用具、軍需品、爆薬、その他の戦闘用具を、軽率に取扱いまたは使用し、それによって過失により人の身体傷害をひき起した兵士は、五年以下の自由剝奪に処する。

② その行為が人の死をひき起したときは、行為者を、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第三二三条 ① 武装した乗物を運転する際に、たとえ過失的にもせよ、陸路、水路または空路交通の安全法則を侵害し、それによって他人に対する身体傷害または健康障害、あるいは重大な財産損害をひき起した兵士は、五年以下の自由剝奪に処する。

② 交通における安全規定を侵害することによって、他人の死亡、重い身体傷害または重い健康障害をひき起したときは、行為者を、六月以上八年以下の自由剝奪に処する。

③ 行為者が、第一項ないし第二項に規定した犯罪行為を、酩酊の状態において行なったときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第三二四条 軍用機または軍艦を運行するに際して、たとえ過失的にもせよ、空路または水路交通の安全法則を侵害し、第三二三条に規定した結果発生の直接の危険をひき起した兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

第三二六条 ① 職務上重要な事実に関する職務上の報告、届出または通知において、虚偽の申述をした兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 第一項に規定した報告、届出または通知の中に含まれている情報が不真実であることを知っているにもかかわらず、訂正しないでそれを次に伝えた上官も、同様に処罰する。

第三二七条 ① 勤務中に、または職務を割当てられた後に、職務上の義務を遂行する能力のない状態に自らをおいた兵

第四二章 職務遂行の原則に対する罪

第三二五条 ① 職務を割当てられた兵士が、規定もしくは職務遂行を規律する命令によって生じた義務を侵害したときは、三年以下の自由剝奪に処する。

② その行為によって、職務の割当てにより阻止されるはずであった損害を発生させたときは、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

③ 第一項に規定した犯罪行為の訴追は、部隊司令官の告訴にもとづいて行なわれる。

士は、三年以下の自由剝奪に処する。

② その訴追は、部隊司令官の告訴にもとづいて行なわれる。

も、同様に処罰する。

第四三章 軍の財産に対する罪

第三三八条 ① 自己の装備に属する物を、ほしいままで処分し、ことにその物を他人に売却し、質入れし、または貯貸した兵士は、二年以下の自由剝奪に処する。

② その訴追は、部隊司令官の告訴にもとづいて行なわれる。

第三三一条 自己が占有する職務上の武器を、過失によつて紛失した兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。
(以上)

第三三九条 ① ほしいままで、武器またはその他の戦闘用具を処分した兵士は、六月以上五年以下の自由剝奪に処する。

② ほしいままで、軍隊の武器またはその他の戦闘用具を窃取した兵士は、一年以上一〇年以下の自由剝奪に処する。

第三三〇条 ① 職務と何ら関係のない目的に、ほしいままで軍用機または軍艦を利用した兵士は、三年以下の自由剝奪に処する。

② 職務上の利益の損失において、または財産的利益を獲得する目的をもつて、ほしいままで軍の乗物を利用した兵士